

目 次

1	狩猟における注意事項	1
2	徳島県内における狩猟のルール	2
3	猟銃の適正管理及び事故防止	6
4	猟犬の取扱いについて	10
5	徳島県からのお願い	11
6	シカ・イノシシ出猟カレンダー調査	12

1 狩猟における注意事項

- 出猟の際、登録証、記章、許可証を確認すること。
- 鳥獣保護区等を確認し、違反をしないこと。
- 日出前、日没後の銃猟はしないこと。
- 酒気を帯びて出猟しないこと。
- 登山者や農林業者に十分注意すること。
- 入山するときは、目立つ衣類(オレンジ色の帽子やベスト等)を着用すること。
- 発砲の時は、矢先を確認すること。
- 銃の運搬は、弾を抜き、銃袋に入れて運搬すること。
- 山火事を起こさないよう十分に気をつけること。
- 銃は必ず点検を行い、自分の管理下に置くこと。
- 電線、電話線に向かって発砲しないこと。
- 出猟後は、出猟結果を狩猟者登録証裏面に記録し、正確な報告に努めること。
- 平成 30 年度に発生した北海道の猟銃による死亡事故では、山中で作業をしていた森林管理局の職員が犠牲となっています。県内の山中でも森林管理局やその他団体・個人が作業をしていることがあるので、十分に気をつけること。
- 国有林及び官行造林内で狩猟する場合は、必ず「入林の手続き」を行い、「入林票」の交付を受けること。なお、入林の手続きについては、入林予定日の概ね2週間前までに徳島森林管理署へすること。

◇ 徳島森林管理署連絡先(国有林についての問い合わせ)

住所 〒771-0117 徳島市川内町鶴島 239-1

電話 088-637-1230

2 徳島県内における狩猟のルール

1 徳島県の狩猟鳥獣と狩猟期間について

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヤマドリ(オス)、キジ(オス)、コウライキジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ(オス)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ	11月15日から翌年2月15日まで
ニホンジカ、イノシシ	11月15日から翌年3月31日まで

2 狩猟鳥獣の捕獲数の制限について

狩猟鳥獣の種類	1日の制限羽数又は頭数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽 (網を使用する場合にあっては狩猟期間ごとに200羽)
ヤマドリ(オス)、キジ(オス)、コウライキジ	合計して2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ、タシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

3 狩猟禁止鳥獣について

狩猟鳥獣の種類	捕獲禁止期間	区域
キジ(メス)、ヤマドリ(メス)、ツキノワグマ	令和4年9月15日から5年間	徳島県下全域

4 鉛散弾の使用禁止区域について

次の区域では、鉛散弾を使用する鳥獣の捕獲等は禁止されています。

対象地域
橘湾鉛散弾猟禁止区域(鳥獣保護区等位置図参照)

5 くくりわなの使用禁止区域について

次の区域では、くくりわなを使用する鳥獣の捕獲等は禁止されています。

対象地域
1) 撫養特定猟具使用禁止区域(くくりわな) 2) 権田・槍戸くくりわな猟禁止区域

3) 谷道くくりわな猟禁止区域（鳥獣保護区等位置図参照）

6 「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」の解除地域について

狩猟鳥獣の種類	対象地域
ニホンジカ、イノシシ	徳島県下全域（鳥獣保護区等位置図の凡例に示す区域を除く）

7 銃器の使用禁止区域について

次の区域では銃器を使用しての鳥獣の捕獲等は禁止されています。

対象地域
特定猟具使用禁止区域（銃器）（鳥獣保護区等位置図参照）

8 鳥獣の捕獲禁止場所について

次の場所では鳥獣の捕獲等が禁止されています。

- 1) 鳥獣保護区（鳥獣保護区等位置図参照）
- 2) 休猟区（本県の指定なし）
- 3) 公道
- 4) 区域が明示された都市公園等
- 5) 自然公園の特別保護地区・原生自然環境保全地域
- 6) 社寺境内・墓地

9 銃器の使用について

1) 禁止場所	住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者の集合する場所
2) 禁止時間	日没から翌日の日出前
3) 禁止方向	弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車・自動車・船舶その他乗り物に向かって銃撃すること

10 危険猟法の禁止について

危険防止を図るため、次の方法による鳥獣の捕獲は禁止されています。

爆発物、劇薬、毒薬、据銃、陥穽（落とし穴）、その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるわなを使用する猟法

11 禁止猟法について

狩猟鳥獣の捕獲のために次の猟法を用いることはできません。

- 1) ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く）
- 2) 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 3) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上

から銃器を使用する方法

- 4) 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 5) 装薬銃であるライフル銃(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあつては、口径の長さが5.9mm以下のライフル銃に限る)を使用する方法
- 6) 空気散弾銃を使用する方法
- 7) 同時に31以上のわなを使用する方法
- 8) 鳥類並びにヒグマ、ツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
- 9) イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12cmを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4mm未満であるものに限る)、おし又はとらばさみを使用する方法
- 10) ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12cmを超えるもの、または締付け防止金具が装着されていないものに限る)、おし又はとらばさみを使用する方法
- 11) つりばり又はとりもちを使用する方法
- 12) 矢を使用する方法
- 13) 犬に噛みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に噛みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の猟法により捕獲等をする方法
- 14) キジ笛を使用する方法
- 15) ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

※とらばさみ・かすみ網の使用は禁止されています。

占有者の承諾について

次の場所で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合は、占有者の承諾が必要です。

- 1) 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地
- 2) 作物のある土地

12 遵守事項について

次の事項については、必ず遵守してください。

- 1) 狩猟者登録証の携帯及び提示義務等
狩猟をするときは、狩猟者登録証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。また、狩猟者記章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用しなければならない。
- 2) 住所・氏名の変更届出
遅滞なく知事に届けること。
- 3) 狩猟者登録の変更の登録
狩猟免許の種類及び狩猟をする場所を変更しようとするときは、知事の変更登録を受けなければならない。
- 4) 狩猟登録証、狩猟者記章の亡失、滅失、汚損又は破損について
亡失等したときは、遅滞なく知事に届け出て、再交付を受けること。
- 5) 捕獲の報告及び狩猟者登録証の返納
狩猟者登録証の裏面の鳥獣捕獲報告欄に捕獲場所(鳥獣保護区等位置図に記載してある3桁のメッシュ番号)、鳥獣名、捕獲数を記入して、有効期間の満了日から30日以内に返納すること。また、再交付を受けた後に亡失した狩猟者登録証を発見したときは、速やかに返納すること。

13 禁止行為について

次の行為は禁止されています。

- 1) 狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵を採取等すること。
- 2) ヤマドリ及びヤマドリの卵を販売すること。
- 3) 法に違反して、捕獲し、若しくは輸入した鳥獣又は採取し、又は輸入した鳥類の卵を飼養、譲渡し若しくは譲受け又は販売、加工若しくは保管のために引渡し若しくは引受けすること。
- 4) 鳥獣保護区等の標識や施設を移転、汚損、毀損、又は除去すること。

14 網猟・わな猟の取扱いについて

- 1) わなの設置は1人あたり30個以内、1日1回以上巡視すること。
- 2) 「網」及び「わな」には、住所、氏名、狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度、登録番号を1cm×1cm以上の大きさの文字の記載した標識(金属製又はプラスチック製)を、1つの猟具に1枚ずつ付けること。また、わな猟の標識には、「わな猟狩猟者登録シール」を必ず貼付すること。
- 3) 囲いわなは、農林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置する場合、狩猟免許を必要としないことになっていますが、設置は猟期中、かつ自己の田畑、植林地及びその隣接地に限定されます。
- 4) 狩猟期間外には事故防止の観点からわなを撤去すること。なお、撤去が困難等やむを得ない場合については、獲物がかからないように扉を閉じておくか、扉を外しておくこと。
- 5) 農作物被害を防止するため、狩猟期間外の餌付けは行わないこと。

3 猟銃の適正管理及び事故防止

平成 30 年度には北海道で猟銃による死亡事故、岐阜県で猟銃の暴発による死亡事故と、重大な事故が立て続けに発生しています。

また、近年は本県でも猟銃の誤射による死亡事故(平成 27 年度)、猟銃の誤った操作による発射事故(平成 28 年度)が発生しています。

このような事故の発生は、捕獲行為者本人のみならず、狩猟行為自体の社会的信用を著しく損なうことになりかねません。

狩猟による事故ゼロ達成のために、次のような猟銃の取扱いの基本事項を再度確認・徹底してください。

1 銃器の取扱い上の遵守事項

1) 銃口

- 絶対に人に銃口を向けてはいけません。

2) 引鉄

- 発砲するとき以外は、引鉄に指をかけてはいけません。

3) 射撃方向

- 射撃線の前方に人がいたら発砲してはいけません。

4) 矢先の確認

- 人や建物など、危害の生ずるおそれのある方向には発砲しない
- 矢先を確認し、安全と捕獲の自信がなければ発砲しない。
- 少しでも疑問があった場合は発砲しない。
- 撃ち取る自信のない遠射や軽はずみな発砲はしない。

5) 装填・脱包

- 常に銃器の装填有無を確認し、装填してあれば脱包する。
- 発砲の必要性が起こる直前まで装填しない。
- 安全装置を過信しない。

✕ 銃口は人に向けない



2 その他留意事項

- 所定の方法で点検し、常に機能の健全な銃器を使用する。
- 実包の装填や機関部の閉鎖は、銃口を柔らかい地面に向けて行う。
- ライフル実包やスラッグ実包で撃つときは、必要以上に遠くまで飛ばないように、前方に安土(バックストップ)があることを確認する。
- 銃口部に異物が入った場合は、分解して異物を完全に取り除く。
- 銃器を置くときは、脱包して安定した場所に置く。
- 銃器の譲受は、脱包し、銃床を相手側、銃口を手前にして手渡す。
- 水平撃ちは控えること。やむを得ず水平撃ちをする場合には、発砲方向に人や人家などがいないことを十分に確認する。
- 疲労を覚えたら狩猟を中止する。
- 危険な扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたら快く改める。



平成 30 年度に発生した北海道の猟銃による死亡事故では、山中で作業をしていた森林管理局の職員が犠牲となっています。

この事故は、被害者が目立つ服装(オレンジ色のヘルメットと赤い上着)を着用し、林道を歩いていたときに発生しており、法令の遵守(公道に向けた発砲の禁止)や矢先の確認をしていれば防ぐことができたと考えられます。

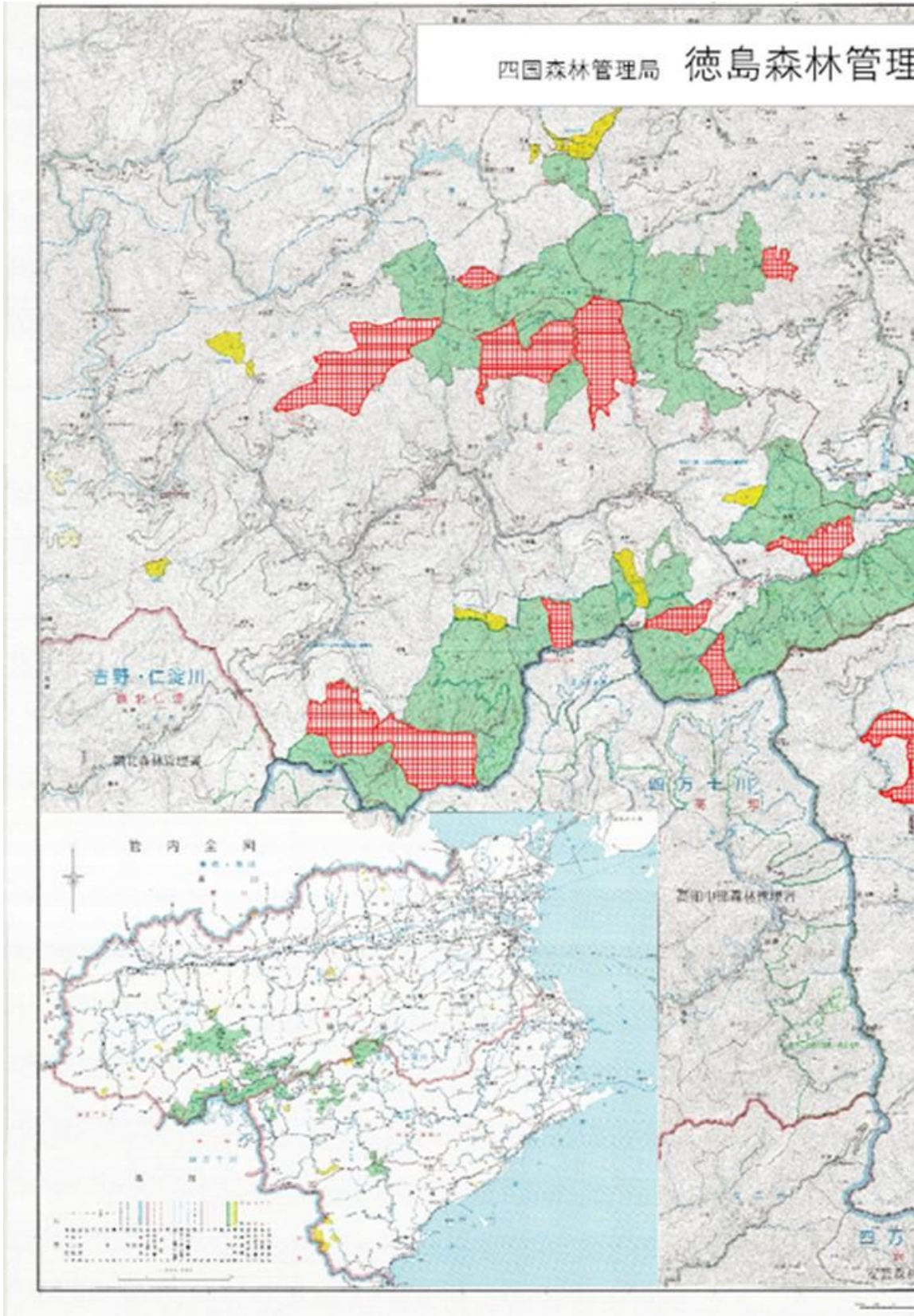
普段から法令遵守・矢先の確認の徹底はもちろんのこと、本県でも国有林内では次ページに示す区域付近で森林管理局による作業が行われる予定ですので、近くで猟銃を使用される際には十分に注意してください。

令和7年度 国有林における狩猟禁止区域

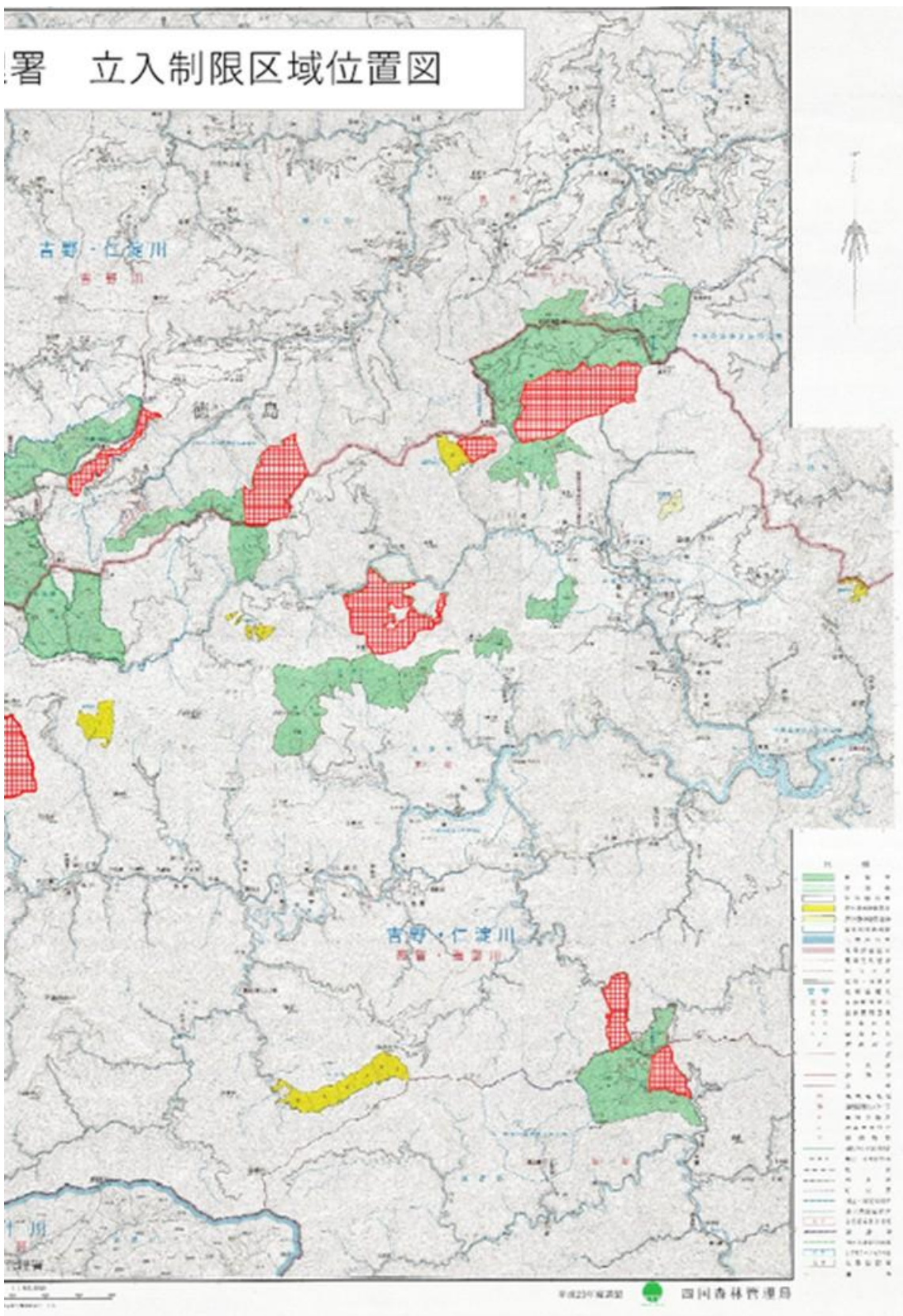
※格子模様の箇所付近が徳島森林管理署の狩猟による立入制限区域です。

※示した区域外でも他の団体・個人が山中で作業している場合があります。矢先の確認を十分に行ってください。

※下のマップは4月時点のマップになりますので、最新版につきましては四国森林管理局の HP をご確認ください。



署 立入制限区域位置図



4 猟犬の取扱いについて

平成 29 年度、令和2年度及び令和3年度には、徳島県で**猟犬による事故**が発生しています。

猟犬の飼い主には**管理責任**がありますので、次の事項を徹底してください。

1 事故防止対策の実施

1) 捕獲活動前のミーティングの徹底

野生鳥獣の捕獲活動前には、現地にて地形や危険箇所(住宅地、公道、各種施設の場所等)、農業者や生活者の活動状況等を確認し、捕獲活動に従事する狩猟者と情報を共有し、狩猟者の役割分担、持ち場を明確にしてください。

2) 追い出し直前までの猟犬の管理の徹底

猟犬は、猟場付近に住宅、公道等がある場合、リード等をつけて管理するほか、猟場内では十分に安全が確保された段階で放してください。

3) 猟犬の訓練の徹底

猟犬は、生後3ヶ月から6ヶ月までの間に、どのような状況下でも飼い主の指示には従うよう基本的な服従訓練をしっかりと行ってください。

2 事故発生時の連絡体制の整備

事故発生時は、被害者の救急措置等を的確に実施するほか、**人命救助を第一**に、救急や警察等への連絡を迅速に行うほか、事故発生の原因究明に協力してください。

また、事故後は、地区猟友会長への**迅速な報告**も徹底してください。

3 狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防ワクチンの接種の徹底

1) 猟犬の鑑札装着等の徹底

猟犬は、狂犬病予防法に基づき、住所地の市町村へ登録を行い鑑札を装着するとともに、狂犬病予防ワクチンの接種を毎年行い、注射済証を首輪等に装着してください。

2) 猟犬所有者の氏名、住所、電話番号等を記載した首輪装着の徹底

猟犬には、鑑札のほか、迷い犬を防止する観点から飼い主の氏名、住所、連絡先を記載した首輪を装着するほか、ドッグマーカーを装着するなど、猟犬の行動を把握するように努め、万が一、猟犬が逸走した場合でも徹底して収容してください。

5 徳島県からのお願い

- 1 「徳島県ニホンジカ適正管理計画」及び「徳島県イノシシ適正管理計画」を実施中です。計画の適正な実施とニホンジカ、イノシシのデータ収集のため、次のことに御協力ください。
 - 1) ニホンジカを可猟区域で捕獲する場合は積極的に「メス」を捕獲してください。
 - 2) ニホンジカは、「オス」「メス」に分けて、捕獲報告を記入してください。
 - 3) ニホンジカ、イノシシともに出猟カレンダーを提出してください。
 - 4) ニホンジカ、イノシシの狩猟期間を 11月15日から翌年3月31日まで延長します。
- 2 四国山地のツキノワグマは、絶滅が心配されています。このため次のような情報をお持ちの方は、御連絡ください。
 - 1) 目撃情報(実物、死骸、足跡、クマ剥ぎ等)
 - 2) 写真(過去に捕獲されたものを含む)
 - 3) 狩猟や有害捕獲をしていた当時の状況、またはそれを知る人
 - 4) その他
- 3 捕獲した鳥獣は困難でない限り持ち帰り、山野に放置せずに適切に処理してください。
- 4 薬きょうは必ず拾って持ち帰りましょう。
- 5 密猟等に関する情報は、すぐに御連絡ください。
 - 1) 標識のないわな、危険なわな
 - 2) 人家稠密な場所での銃猟
 - 3) 違法に捕獲した鳥獣の譲渡、譲受
 - 4) その他違法な狩猟行為
 - 5) 違法な野鳥の捕獲及び飼養
- 6 カモ猟について
 - 1) カモセンサスの日(1月中旬ごろ)はカモ猟自粛に御協力ください。
 - 2) 個体数の減少しているカモ(ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ等)は出来る限り捕獲を自粛してください。
- 7 その他
 - 1) 外来種(アライグマ、ヌートリア等)を目撃、または捕獲したときは、すぐに連絡してください。
 - 2) 銃猟禁止区域の標識については、特定猟具使用禁止区域(銃器)の標識とみなします。
 - 3) わな猟(くくりわな)について、12cmを超えるくくりわなは禁止猟法とされていますが、シカとイノシシを対象とする場合は、12cmを超えるくくりわなが使用できます。(ただし、凡例で示す区域を除く)
 - 4) 平成25年9月15日から、ウズラは狩猟鳥獣の指定を解除されています。
 - 5) 令和4年9月15日から、ゴイサギ及びバンは狩猟鳥獣の指定を解除されています。

6 シカ・イノシシ出猟カレンダー調査

◇ 「出猟カレンダー調査」とは…

狩猟者の方々に、①「どこに何日出猟して、②どこに何台わなを設置して、③何頭ニホンジカ又はイノシシを捕獲・目撃したか」という情報を提供していただくものです。

◇ 「出猟カレンダー調査」を実施することにより…

ニホンジカやイノシシの生息状況を把握し、農林業被害が深刻なイノシシやシカをより適切に管理していくための計画の策定や各種施策のための基礎資料として活用します。毎年継続して調査を行うことにより、ニホンジカ及びイノシシの地域的・経年的な生息状況を把握することができます。

◇ 出猟カレンダーの記入方法

1) 共通事項

- ① 「メッシュ番号」は「鳥獣保護区等位置図」上の○内の番号を記入してください。
- ② ツキノワグマやニホンカモシカなど、特筆すべき鳥獣を目撃した場合は、特記事項欄に目撃した「鳥獣名」、「目撃日時」、「メッシュ番号」を記載してください。

2) 「第一種銃猟」カレンダー

- ① ニホンジカ又はイノシシの猟に出猟した日は、目撃や捕獲の有無にかかわらず**全て**記入してください。
- ② 1日に2つ以上のメッシュに出猟した場合は、それぞれのメッシュ番号ごとに行を変え、「出猟月日」、「メッシュ番号」、「目撃数」、「捕獲数」などを記入してください。
- ③ ニホンジカ又はイノシシ以外の猟に出猟した方で、ニホンジカ又はイノシシを目撃された方は、その日の記録を「目撃数」に記入してください。
- ④ イノシシを目撃又は捕獲した場合、1歳未満(体重 20kg 未満)は「幼獣」の欄に、1歳以上(体重 20kg 以上)は「成獣」欄に記入し、1歳以上のイノシシを捕獲した場合は「オス」、「メス」別に記入してください。また、メスのイノシシを捕獲した場合は「妊娠」、「なし」に分けて、それぞれ捕獲数を記入してください。
- ⑤ 2人以上のグループで出猟された場合の捕獲数と目撃数は、**重複しないよう**、その日のグループの代表者がまとめて記入するか、分担して記入し、「同行人数」の欄に同行人数を記入してください。

3) 「わな猟」カレンダー

- ① わなを設置した場合は、**捕獲の有無に関わらず**、わなの設置場所・期間等、全て記入してください。
- ② わなの種類に○を記入してください。
- ③ 同じメッシュで2種類以上のわなを設置した場合は、わなの種類ごとに行を変えて記入してください。
- ④ 2つ以上のメッシュにわなを設置した場合は、それぞれのメッシュごとに行を変え、期間、メッシュ番号、台数、捕獲数などを記入してください。
- ⑤ 同じメッシュでわなの設置台数を変更した場合は、行を変えて記入してください。
- ⑥ イノシシを目撃又は捕獲した場合、1歳未満(体重 20kg 未満)は「幼獣」の欄に、1歳以上(体重 20kg 以上)は「成獣」欄に記入し、1歳以上のイノシシを捕獲した場合は「オス」、「メス」別に記入してください。また、メスのイノシシを捕獲した場合は「妊娠」、「なし」に分けて、それぞれ捕獲数を記入してください。